

敷金を返して
もらえない

まだ住めるのに
建替えるから出てくれと
言われている

何か月も
家賃を支払って
もらえない

日本司法書士会連合会
イメージキャラクター
ロザン 菅 広文



日本司法書士会連合会
イメージキャラクター
ロザン 宇治原 史規

司法書士による 賃貸住宅トラブル 無料相談会 開催

(国土交通省住宅セーフティネット基盤強化推進事業)

住宅の賃貸借契約に関する
法的トラブルに関する相談であれば何でもご相談に乗ります。

(但し、紛争の価額が140万円以内の事案に限ります。)

日程: 平成23年10月12日(水)、11月14日(月)、
12月7日(水)
平成24年1月16日(月)、2月13日(月)、
3月7日(水)

時間: 午前10時～午後1時(事前予約不要)

場所: 京葉銀行文化プラザ7階「桃の間」
千葉市中央区富士見1-3-2(千葉駅東口より徒歩3分)

不動産に詳しい司法書士が相談員

裁判外紛争解決手続(ADR)の紹介も

本会は法務大臣の認証を受けた「紛争解決事業者」です。
相談の結果、ADR(裁判外紛争解決手段)による解決が
相応しいとなった場合、手続を紹介することもできます。

ADRの利点 話し合いで解決するので、当事者間にしこりが残りにくい。裁判所の
調停に比べ、解決までの期間が比較的短い。夜間や週末についても対応可能。
手数料も比較的安価(当会では5,250円、但し震災原因の場合は無料)。



千葉司法書士会

法務大臣認証紛争解決事業者 認証番号第90号
(名称 千葉司法書士会調停センター)

☎043-246-2666